

登録ボイラー実技講習機関  
令和6年公示第2号

登録ボイラー実技講習機関の代表者変更について

下記の機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の24の37の規定による届出があったので、同省令第19条の24の46に基づき下記のとおり公示する。

記

変更事項	変更前	変更後
氏名又は名称	(一社) 日本ボイラー協会 福島支部	変更なし
代表者の氏名	(一社) 日本ボイラー協会 会長 刑部 真弘	(一社) 日本ボイラー協会 会長 辻 裕一
住所	福島県福島市大町4-4 東邦スクエアビル3F	変更なし
変更する年月日		令和6年6月20日

登録番号 第1号 登録ボイラー実技講習機関

令和6年6月13日

岩手労働局長